

京都大学発明規程

(平成十六年達示第九十六号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）の研究者等が行つた職務発明等の取扱いに關し必要な事項を定めることにより、その発明者としての権利を保障し、研究者等の発明意欲の向上を図るとともに、職務発明等の効率的活用によつて、本学における研究者等の社会貢献を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許権の対象となる発明

二 実用新案権の対象となる創作

三 意匠権の対象となる創作

四 実用新案権

五 特許権

六 意匠権

「特許等を受ける権利」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許登録を受ける権利

二 実用新案登録を受ける権利

三 意匠登録を受ける権利

四 「発明者」とは、発明等を行つた者をいう。

五 「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。

六 本学の教員、職員及び非常勤講師

七 本学の客員教授、外国人研究者等であつて、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者

八 その他受入に際し、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者

九 「学生」とは、前号のエに掲げる者をいう。

十 「職務発明等」とは、研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて行つた発明等をいう。

第二章 発明評価委員会等

(発明評価委員会)

第三条 本学に、研究者等の職務発明等に関し必要な事項を審議し、及び本学の職務発明等の動向等の評価、第七条に定める拠点発明評価委員会からの年次報告についての評価等を行うため、発明評価委員会を置く。

第四条 発明評価委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

第一 拠点委員会の委員長
二 各拠点委員会の委員長
三 その他総長が必要と認める者若干名

2 前項第三号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

3 前項第三号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 委員長は、発明評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長は、発明評価委員会を招集し、議長となる。

6 委員長は、発明評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

7 委員長は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは委員長が決する。

(拠点委員会)

第七条 発明評価委員会に、次条に定める事項について審議等を行うため、吉田、宇治、桂、医学領域及び学術情報領域の各区分により拠点発明評価委員会(以下「拠点委員会」という。)を置く。

2 拠点委員会の管轄する部局は、総長が定める。

第八条 拠点委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を総長に答申する。

1 第十三条第一項又は第二項の届出があつた発明等が第十四条第一項に基づき本学が当該特許等を受ける権利を承継するか否か及び当該発明等について特許権等を出願するか否かの判断に係る事項

2 発明者の確定に係る事項

3 第二十八条第二項に規定する各時期における特許権等を維持するか否かの判断に係る事項

4 特許権等のライセンス許諾を行うか否かの判断に係る事項

5 本学帰属の特許等を受ける権利及び特許権等についての紛争、訴訟等に対する対応に係る事項

6 拠点委員会は、前項第一号の審議に際しては、当該発明等の権利化の可能性、権利化に要する費用、特許権等の実施による収益及び特許権等の維持管理に係る費用その他諸般の要素を総合的に考慮するものとする。

7 拠点委員会の分担は、次の各号に掲げるところによる。

1 研究者等が届出をした発明等原則として、当該研究者等が所属する研究科、研究所等を管轄する拠点委員会

2 第十二条第一項の規定により特許等を受ける権利の譲渡の申出を受けた発明等当該発明等が関連する拠点委員会

3 前二号に基づき担当拠点委員会が定まらない場合総長が指定する拠点委員会

第九条 拠点委員会は、次の各号に掲げる委員各若干名で組織する。

1 前条第三項第一号より当該拠点委員会が管轄する研究科等の教授又は助教授

2 本学内外の技術専門家

3 法律専門家

四 本学内外の知財専門家
抛点委員会のマーケティング専門家

抛点委員会の委員は、総長が委嘱する。

三十条 抛点委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
三十一条 抛点委員会に委員長を置き、当該抛点委員会の委員の互選により選出する。

三十二条 委員長は、抛点委員会を招集し、議長となる。

三十三条 委員長は、抛点委員会の委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

三十四条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは委員長が決する。

三十五条 前二項の規定にかかわらず、抛点委員会は、書面（電子媒体を含む。）の回覧をもつて第一項の会議に代えることができる。この場合における抛点委員会の議事は、抛点委員会の委員の過半数の賛成をもつて決し、可否同数のときは委員長が決する。

三十六条 抛点委員会の委員が職務発明等の届出を行ったときは、当該委員は、当該発明等に関する抛点委員会の会議に出席することができない。

第三章 職務発明等の届出

（届出）

第十三条 研究者等は、職務発明等を行った場合、速やかに総長に届け出なければならない。ただし、研究者等が、特許権等の出願をすることが公共の利益に反すると判断した場合は、この限りでない。

二 前項ただし書の規定にかかわらず、研究者等は、次の各号の一に該当する場合、職務発明等を届け出なければならない。
一 本学の複数の研究者等による研究の場合において、いずれか一人の発明者が前項ただし書の規定に該当しないと判断したとき
二 他の大学若しくは法人又は個人若しくは民間企業等との共同研究によるとき
三 他の大学若しくは法人又は個人若しくは民間企業等からの受託研究によるとき

三 総長は、第一項の届出があつたときは、速やかに当該発明者に届出を受理した旨を通知しなければならない。

四 研究者等は、職務発明等を行った場合は、当該職務発明等について、自ら特許権等の出願を行い、又は第三者をして特許権等の出願をさせなければならない。ただし、次条第一項の規定により、本学が継承しないと決定したものについては、この限りでない。

（権利の承継の決定及び通知）
第十四条 総長は、前条第一項の職務発明等の届出があつたときは、速やかに担当抛点委員会（第八条第三項の規定により、当該研究者等の職務発明等について担当することとなる抛点委員会をいう。以下同じ。）を開催させて、その審議結果をもとに、本学が当該特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。

二 総長は、当該研究者等に決定の内容及び担当抛点委員会における審議結果を速やかに通知しなければならない。
（譲渡証書等の提出）

第十五条 研究者等は、前条第二項の場合において、当該特許等を受ける権利を本学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、総長に譲渡証書その他総長が定める書類を提出しなければならない。

(大学帰属の原則)

第十六条 第十四条第一項の規定により、本学が承継する旨決定した権利は、本学に帰属する。ただし、第十四条第一項の規定により、本学が継承しないと決定したものについては、当該職務発明等を発明者に帰属させることができる。

（本学以外の資金による研究）
第十七条 研究者等が、受託研究費、共同研究費、民間企業等からの奨学寄附金、国等からの補助金その他本学以外の資金によって研究を行つた場合において、当該研究により職務発明等が生じたときは、前条の規定を適用する。

（共同研究）
第十八条 研究者等が、他の大学若しくは法人又は個人若しくは民間企業と共同研究を行う場合において、当該研究により職務発明等が生じたときは、原則として第十六条の規定を適用する。ただし、当該共同研究の相手方との間で、共同研究の相手方の資金、施設、設備その他の資源の提供度合に応じてその成果の帰属とその持分を別途定めることを妨げない。
2 前項ただし書の規定により、共同研究の相手方に一定の成果又はその持分の帰属を認めたときは、研究者等に帰属する発明等又はその持分について、第十六条の規定を適用する。

（役員等兼業、技術コンサルティング兼業等）

第十九条 研究者等（学生を除く。）が、技術移転事業者（TLO）の役員等の兼業、研究成果活用企業の役員等の兼業、株式会社若しくは有限会社の監査役との兼業又は技術コンサルティング兼業その他の兼業を行う場合、当該兼業により行つた発明等については、原則としてこの規程を適用しないものとする。ただし、当該研究者が兼業を行うに際し、本学の施設、設備その他の資源を用いることを総長が認めたものは、この限りでない。
2 前項ただし書の規定に該当する場合、当該研究者等は、その兼業先との間で、あらかじめ当該研究者等が当該役員等の職務の遂行により行つた研究等の成果又は当該技術コンサルティングの成果の帰属及びその持分を定めるものとし、当該研究者等に帰属する発明等又はその持分について、第十六条の規定を適用する。

3 学生が、民間企業等の役員、従業員等を兼ねる場合又は他の法人、個人若しくは民間企業に対して技術コンサルティングを行う場合、当該兼業により行つた発明等については、この規程を適用しないものとする。

（海外の研究機関における研究成果の取扱い）
第二十条 研究者等が、海外の研究機関において客員研究員等（本学における研究者等の身分を保有して一定期間海外の研究機関等で研究に従事する者をいう。）として挙げた研究成果は、当該研究機関の内部規程及び当該国における関係法令に従う。

（本学と他大学等との間の研究者の異動）

第二十一条 研究者等が、他の大学等他機関（以下本条において「他大学等」という。）から本学に赴任又は本学から他大学等へ赴任することに伴い、職務発明等が本学を含む複数の大学等に関連する場合、研究者等は、第十三条第一項又は第二項の規定により、当該発明等を総長に届け出なければならない。
2 前項の場合において、担当拠点委員会が、当該特許等を受ける権利が本学又は他大学等に帰属すると判断した場合を除き、当該特許等を受ける権利を共有することとなる他大学等とそれぞれの持分について協議を行うものとする。
3 前項の規定により、本学に帰属する持分については、第十六条の定めるところによる。

（任意譲渡）
第二十二条 研究者等以外の個人、法人又は国から、特許等を受ける権利を本学に譲渡する旨の申出があつたときは、総長は、担当拠点委

2 員会の議を経て、当該特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。
前項の規定は、職務発明等以外の研究者等が行った発明等に準用するものとする。

第五章 不服申立

(設置)

第二十三条 本学は、この規程の適用を受ける研究者等からの不服の申出に対応するため、不服申立窓口を設置する。

(不服申立窓口の職務)

第二十四条 不服申立窓口は、職務発明等の届出から技術移転に渡るこの規程の適用に関し、この規程の適用を受ける研究者等の不服に対応する。

(不服申立の方法)

第二十五条 研究者等は、第十四条第一項の決定に対し不服があるときは、同条第二項の通知を受けた日から四週間以内に、不服申立窓口に不服を申し立てることができる。

2 前項の申立に關し必要な事項は、総長が定める。

(第六章 特許権等の実施、維持等)

第二十六条 第十四条第一項又は第二十二条第一項の規定に基づき本学が承継すると決定した特許等を受ける権利については、総長が出願その他の権利化に必要な手続を行うとともに、本学に帰属する特許権等に係るライセンス等の交渉及び契約締結を行うことにより事業化を促すものとする。

2 研究者等は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づき届出をした発明等について、本学が出願手続又は第三者からの異議申立等に対する協力を依頼したときは、これに応じなければならない。

(不実施に対する本学の措置)

第二十七条 第十六条又は第二十二条第一項の規定に基づき本学に帰属する特許権等が共同研究の相手方との共有に係る場合は、当該相手

方が相当な期間正当な理由なく当該特許権等を実施しない場合に、本学がその他の者に通常実施権を許諾することを定める

等、当該発明等が社会に活用されるよう措置できる権利を当該相手方との契約において留保すべく努めるものとする。

2 前項の規定は、第十六条又は第二十二条第一項の規定に基づき本学に単独に帰属する特許権等を共同研究の相手方に独占的に実施許

諾する場合に準用するものとする。

3 第十六条又は第二十二条第一項の規定に基づき本学に帰属する特許権等が共同研究の相手方との共有に係り、かつ、本学が自ら又は

その他の者への実施許諾等の方法により当該特許権等を十分に活用できない場合、本学は、当該相手方が当該特許権等を実施することによつて得た収益のうち、本学の持分に相当する対価を請求できる権利を当該相手方との契約において留保すべく努めるものとする。

(特許権等の存続期間中の維持等)

第二十八条 本学は、第十六条又は第二十二条第一項の規定に基づき本学に帰属する特許権等の存続期間中、その権利を維持することを原

則とする。

2 前項の規定にかかるわらず、本学は、特許権については設定登録の日から三年が経過した時点、実用新案権については実用新案登録出願の日から三年、意匠権については意匠登録出願の日から五年及び十年がそれぞれ経過した時点で、維持の可否及びその理由等の発明者の

意見を聴取したうえで、特許権等を維持するか否かを決定する。

3 前項の場合において、発明者が退職、長期出張等により意見を聴くことが困難な場合は、前項の規定に準じ、あらかじめ本人から意見を聴くものとする。発明者が学生である場合において卒業、修了又は退学により意見を聴くことが困難な場合も同様とする。
(知的財産を巡る紛争、訴訟等に対する対応)

第二十九条 第十六条又は第二十二条第一項の規定に基づき本学に帰属する特許権等の知的財産を巡る紛争、訴訟等については、担当拠点委員会を開催し、裁判等の金銭的負荷を考慮して適切に対応するものとする。

第七章 発明者への補償

(補償の種類と給付の対象者)

第三十条 発明者への補償は、出願時補償及び実施補償とする。

2 前項の補償は、第十三条第一項の届出において、発明者として届け出た者に対して行う。ただし、拠点委員会が第八条第一項第二号による発明者の確定をし、総長が認定したときは、前項の補償は、その者に対して行う。

3 第二十二条第二項による発明等については、当該譲渡を申し出た研究者等を前項の発明者として届け出た者とみなし、本章の規定を適用するものとする。

(出願時補償)

第三十一条 発明者への出願時補償金は、金六千円とする。

(実施補償)

第三十二条 本学が、この規程に基づき承継した特許権等の実施により収入を得た場合、毎年一月一日から十二月三十一日までの間の総収入から、当該特許権等の申請、登録及び維持に要した費用を差し引いた額について、別表に定めるところにより配分し、又は発明者に対し実施補償として支払う。

2 別表に定めるところにより部局に配分される部分における当該部局内部での配分は、各部局の定めるところによる。

3 別表に定めるところにより本学に配分される部分については本学が管理し、運営経費等に充てる。

(共有の場合の取扱い)

第三十三条 本章に定める補償金を受ける権利を有する発明者が二人以上あるときは、各人の補償金は、各共有者の持分に従い按分する。

(発明者の転職及び退職等並びに死亡の場合の取扱い)

第三十四条 発明者が転職又は退職した後も、本章に定める補償金を受ける権利は、当該発明者に存続する。発明者が学生及び大学院生である場合において、卒業、修了又は退学する場合も同様とする。

2 発明者が死亡した場合は、本章に定める補償金を受ける権利は、相続人に帰属する。

(第八章 データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物

(この規程の準用)

第三十五条 研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いてなしたデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物の著作権については、第二条第一号、第二号及び第三号、第十三条第二項及び第四項並びに第三十一条の規定を除き、この規程を準用するものとする。ただし、著作権の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、「発明等」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツ等の著作物」と、「特許権等」とあるのは「著作権」と、「職務発明等」とあるのは「研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて作成したデータベース、プロ

ログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「発明者」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツ等の著作物の作成者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 第三十条第 一項	第九章 (守 秘 義 務) 雑則	第十三条 第十六条	速やかに総長に届け出なけ ればならない
出願時補償及び実施補償	実施補償	第十四条第一項の規定によ り、本学が承継する旨決定し た権利は	著作権を譲渡することによりその管理を本学において行うことを見む場合、総 長にその旨届け出ることができる

第三十六条 研究者等は、職務発明等に関する情報の秘密を守らなければならぬ。ただし、第十三条第一項ただし書の規定により届け出義務がない発明等及び第十三条第一項本文の規定により届け出られたものの本学が特許等を受ける権利を承継しない旨決定した発明等については、この限りでない。
 2 前項に基づき秘密保持の義務のある発明等について、特許法（昭和三十四年四月十三日法律第二百二十一号）第三十条に定める事情がある場合、発明者は、その旨を総長にあらかじめ報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行し、同日以後に研究者等が行つた発明等について適用する。ただし、同日前に行つた発明であつても、第二十二条第二項により研究者等から特許等を受ける権利を任意譲渡する旨の申出があつたときは、この限りでない。
 2 京都大学発明取扱規程（昭和五十四年達示第十八号）は、廃止する。

別表 実施補償による特許権等の収入の配分

大 学	部 局	発 明 者	収 入 実 績	二 百 万 円 未 滿 の 部 分	二 百 万 円 未 滿 の 部 分	二 百 万 円 未 滿 の 部 分	五 千 万 円 以 上 の 部 分
			二 十 パ ー セ ン ト (注)	三 十 五 パ ー セ ン ト (注)	五 十 パ ー セ ン ト (注)		
		五 十 パ ー セ ン ト	三 十 五 パ ー セ ン ト (注)	五 十 パ ー セ ン ト (注)			
		四 十 パ ー セ ン ト	二 十 五 パ ー セ ン ト (注)	二 十 五 パ ー セ ン ト (注)			

発明者への配分率については、発明者の寄与度が著しく高い場合や発明等の価値が著しく高い場合又は発明の完成に至るまで著しく長い年月がかかり、若しくは第十三条第一項の届出を行つた発明者が発明等に関わる研究に関与したのが届出前の一時期に限られる場合など、特許権等の取得に至つた経緯、発明等が財産的価値を有するに至つた経緯等の諸事情を考慮して、上記の配分率を二十パーセントの場合は十パーセントから三十パーセントまで、三十五パーセントの場合は二十パーセントから五十パーセントまで、この場合において、上記各比率で按分するものとする。この場合において、上記各比率で按分するものとする。